# ID:　181

## 担当部署:　教育委員会事務局 生涯学習課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 退場命令 | | | |
| **例規名**  **根拠条項** | | 藤崎町農業者トレーニングセンター条例　第16条 | | | |
| **例規番号** | | 平成17年条例第125号 | | | |
| 【根拠条文】  (入場者の制限)  第16条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、トレーニングセンターの入場を拒否し、若しくは退場させ、又はこれを使用者に命ずることができる。  (1)　伝染性の疾病にかかっていると認められる者  (2)　他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携行する者  (3)　秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者  【基準】  根拠条文に同じ。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |